

## ○北海道土地開発公社役員給与規程

(昭和48年1月25日制定)

(目的)

**第1条** この規程は、北海道土地開発公社（以下「公社」という。）の役員給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

**第2条** 公社の常任の役員には、給料及び通勤手当を支給する。

(給料)

**第3条** 給料の月額は、70万円の範囲内で理事長が定める。

(手当の額)

**第4条** 通勤手当の額は、公社職員の例による。

(道派遣職員の特例)

**第5条** 常勤役員のうち、北海道職員から派遣された者については、前3条の規定にかかわらず、理事長が知事と協議して定める調整手当及び特別手当を支給する。

(報酬)

**第6条** 非常任の役員には、報酬を支給することとし報酬の額は理事長が定める。ただし、北海道職員については支給しない。

(給与及び報酬の支給方法)

**第7条** この規程に定めるもののほか、給与及び報酬の支給方法等に関し必要な事項は、公社職員の例による。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和48年1月25日から施行し、同年1月20日から適用する。
- 2 この規定適用の際、公社への組織変更前より引き続き常任の役員となった者の第5条第3項の規定による在職期間の計算は、組織変更前の役員の期間を通算する。
- 3 平成10年3月に支給する期末手当に関する第4条の適用については、同条の規定によりその例によることとされる北海道土地開発公社職員給与規程の一部を改正する規程による改正後の北海道土地開発公社職員給与規程第9条第1項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」とする。

### 附 則

この規程は、昭和49年3月25日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、昭和51年1月22日から施行し、同年1月20日から適用する。

附 則

この規程は、昭和52年3月25日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成10年3月24日から施行する。
- 2 改正後の附則第3項の規定は、平成10年3月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 平成10年9月30日現在在職する役員については、任期満了の日をもって退職とみなし従前の規定を適用する。ただし、その役員の任期満了が平成12年4月1日以降になる場合は平成12年3月31日をもって退職したものとみなす。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月20日から施行する。